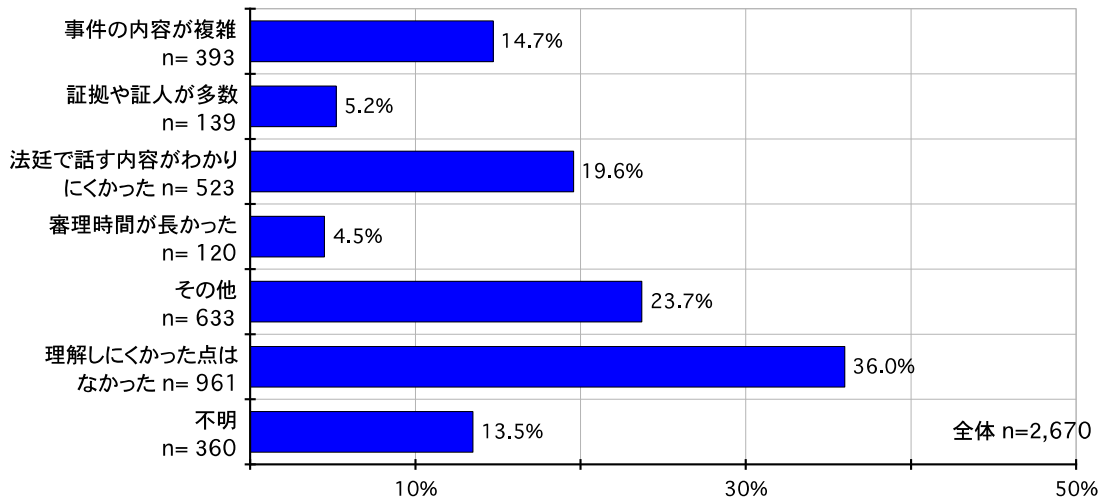


( ) 法廷での手続全般について理解しにくかった理由

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。(M.A.)

図2-3-8 法廷での手続全般について理解しにくかった理由(全体)



法廷での手続全般について、「理解しにくかった点はなかった」との回答は36.0%である。理解しにくかった理由については、「証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった」(19.6%)、「事件の内容が複雑であった」(14.7%)、「証拠や証人が多数であった」(5.2%)、「審理時間が長かった」(4.5%)の順で高くなっている。

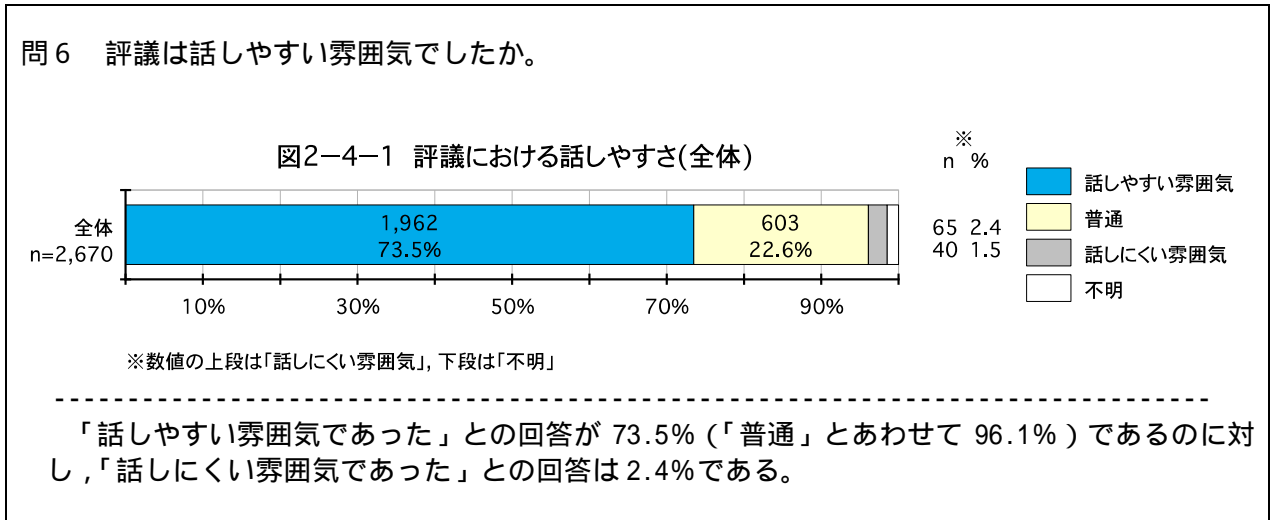
問5の法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですかとの問いについて、「その他」を選択した633名にその具体的内容を記述してもらったところ、624名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、最も多かったのが、「事件そのものが複雑であった」などとするものであり、以下「証拠や証人の数が質的、量的に少なかった」と「証人や被告人の話の内容がわかりにくかった」などとするものが同数で続いている。

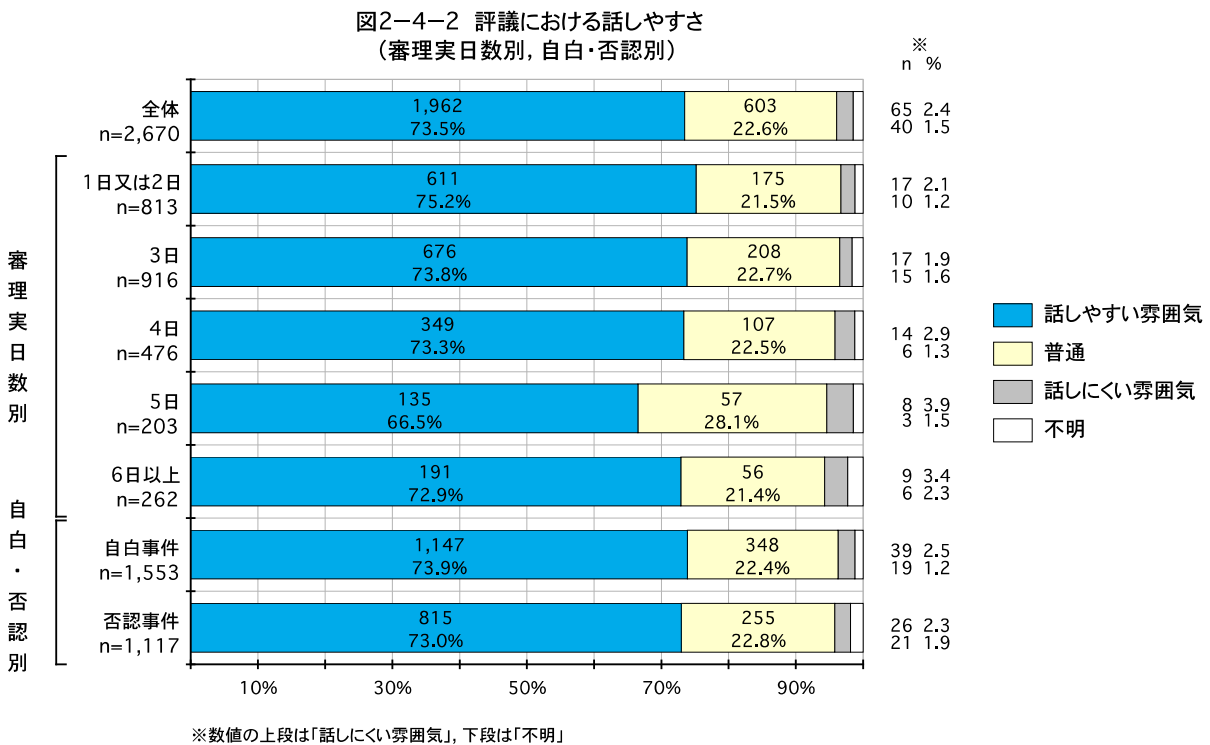
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(172頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(4) 評議について

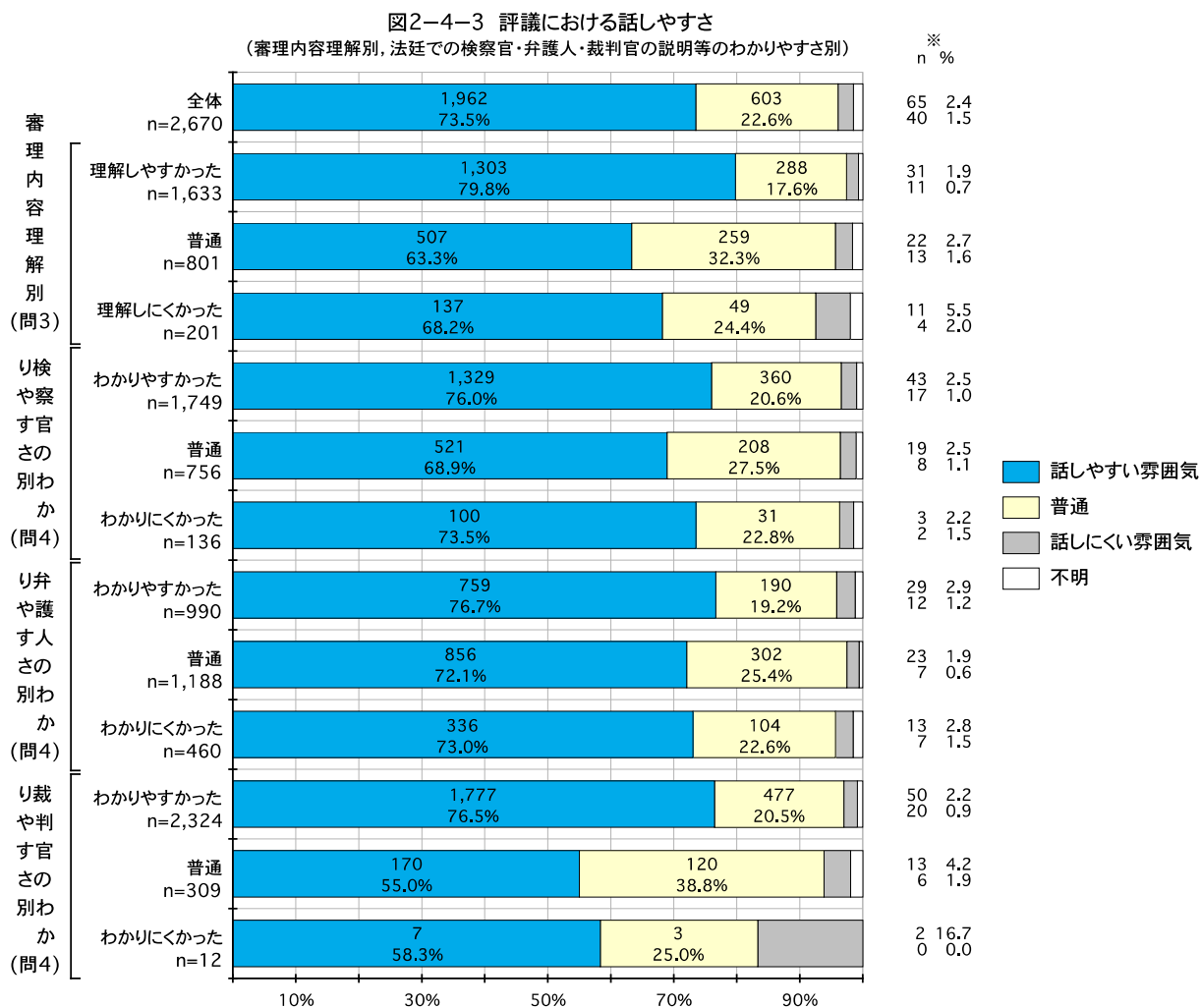
( ) 評議における話しやすさ



評議における話しやすさを審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図2-4-2である。  
 審理実日数が5日の場合、「話しやすい雰囲気であった」との回答が66.5%と他の審理実日数の場合と比べて低い。  
 自白・否認別では、「話しやすい雰囲気であった」と回答した割合が、自白事件で73.9%、否認事件で73.0%となっている。

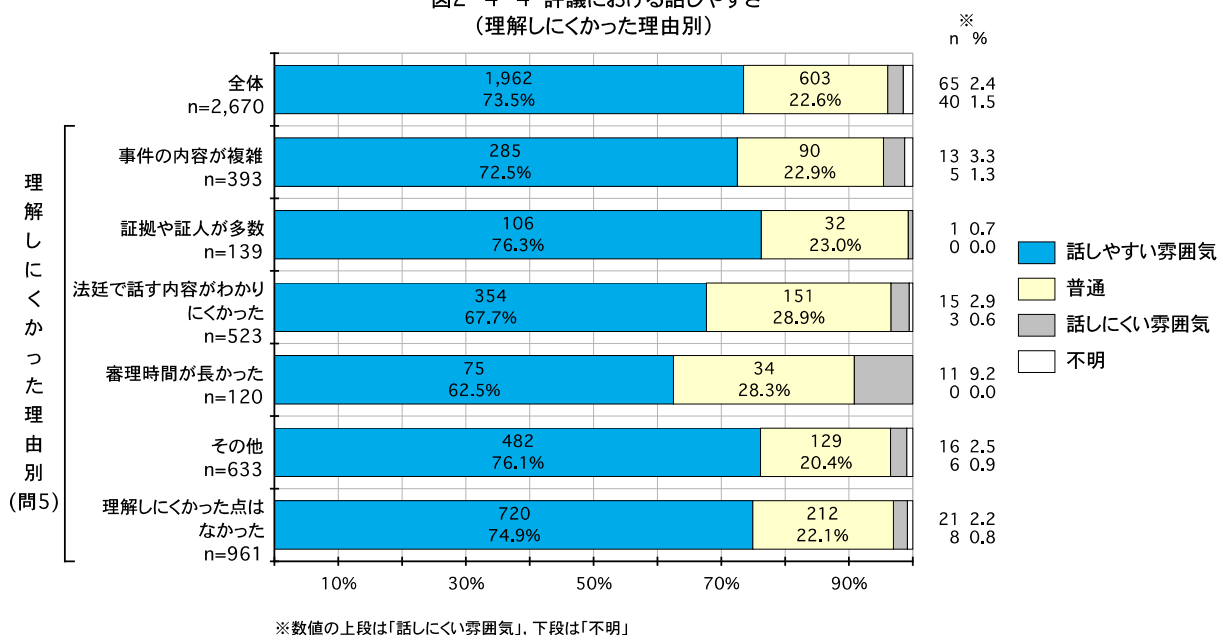


評議における話しやすさを審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが，図2・4・3である。審理内容が「理解しやすかった」，法廷での説明等が「わかりやすかった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合がいずれも76%以上となっている。



評議における話しやすさを理解しにくかった理由別でみたのが、図2-4-4である。  
 「法廷で話す内容がわかりにくかった」及び「審理時間が長かった」と答えた層で、「話しやすい雰囲気であった」との回答が70%を下回っている。

図2-4-4 評議における話しやすさ  
 (理解しにくかった理由別)



( ) 評議の進め方(裁判官の進行, 評議の時間, 休憩の取り方など)についての意見や感想など(問7)

評議の進め方について, 気づいた点を自由に記載してもらったところ, 全2,670名中1,640名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け, 複数の項目にわたる記載を含む回答については, 当該複数の項目に分類したところ, 「進行が適切だった」などとするものが最も多く, 「休憩時間が適切だった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(175頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。